

答申番号：令和3年度答申第2号
事件名：「裁決関係資料（1998年度）36」の一部利用決定に関する件
答申日：令和3年11月9日
諮問庁：独立行政法人国立公文書館
諮問番号：令和2年度諮問第1号
諮問日：令和2年6月19日

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁決関係資料（1998年度）36」（審査請求人に対する遺族年金の不支給決定に係る再審査請求に関する社会保険審査会決裁書の関係文書。以下「本件対象文書」という。）につき、別紙1の部分の利用を制限とした独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の決定については、諮問庁が新たに利用に供するとして別紙2の部分は利用に供すべきであるが、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分については、利用を制限したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、国立公文書館が令和2年2月21日付け国公利第20081号により行った一部利用決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（令和2年5月22日付け国立公文書館宛て提出）

処分庁の原処分を取り消し、利用制限された箇所全てについて、利用に供することを求める。

処分庁が原処分を行った理由として、令和2年2月21日付け国公利第20081号特定歴史公文書等利用決定通知書において、「特定の個人の慣行として公とされていない情報は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」と記載されている。

審査請求人は、審査請求人に対する遺族年金の支給に係る処分について、審査請求人の個人情報などがどのように扱われたのか、不支給の処分となった理由及び支給へと処分が変更された理由等、遺族年金の支給に係る処分の内容を知る権利がある。

また、遺族年金の支給に係る処分に関して、供述人（審査請求人が呼称する者（行政庁が、遺族年金の支給に係る処分を行うに当たり事情聴取を行った第三者たる被聴取者のことを指すものと考えられる。）。以下「供述人」という。）は、審査請求人及び審査請求人の家族に不利益を与えたため、供述人に関する情報は、個人に関する情報として、供述人の権利利益を害するおそれはないと考える。

これらのことから、処分庁の原処分を取り消し、利用制限された箇所
の全てについて、利用に供することを求めるものである。

(2) 意見書及び再意見書（令和2年7月29日付け及び令和3年2月4日付け公文書管理委員会宛て提出）

処分庁の原処分を取り消し、利用制限された箇所の全てについて、利用に供することを求める。

当時の社会保険庁の調査による遺族年金の支給に係る処分は、公正な調査で行われたものではない。このため、当該事案の当事者である審査請求人からの審査請求に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）等の規定を適用することは、本事案においては適切ではないと考える。

また、本件対象文書が厚生労働省から国立公文書館に移管される際に、公文書管理法に基づく意見が付されていることに関しては、公文書管理法やその他の法令の規定を適用して原処分を行ったことは、遺族年金の支給に係る処分に関する当事者である審査請求人が、支給に係る処分の内容について知る権利を阻害するものであり、明らかに不当である。

さらに、本件対象文書において、審査請求人は、審査請求人に関する情報が正しく記載されているか否か等を確認する必要があり、利用制限された箇所についても知る権利があると考えている。

これらのことから、処分庁の原処分を取り消し、利用制限された箇所の全てについて、利用に供することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書（令和2年6月19日付け公文書管理委員会宛て提出）

諮問庁が提出した理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の対象となった利用決定の概要

利用請求のあった本件対象文書は、審査請求人に対する遺族年金の不支給決定に係る再審査請求に関する社会保険審査会決裁書の関係文書（社会保険審査会の裁決書、社会保険審査官提出資料、審査請求人提出資料、社会保険庁作成の経緯説明メモ等）を綴ったものであり、平成 23 年度に厚生労働省から国立公文書館に移管され、特定歴史公文書等となったものである。

本件対象文書には、審査請求人、審査請求人の亡夫及び子息並びに第三者の個人に関する情報が記載されており、移管時において厚生労働省から公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当する旨の意見が付されている。

本件は、審査請求人本人並びに審査請求人の亡夫及び子息以外の第三者の個人に関する情報が記録されている部分を利用制限した上で、その他の部分を利用させる旨の一部利用決定を行ったところ、当該決定に対して審査請求がなされたものである。

(2) 新たに利用させることとする情報

利用制限した情報のうち、審査請求を受けて諮問庁において再検討したところ、審査請求人が提出した書類に記載されている情報であって、審査請求人が当然に知っている情報であると判明したものについては、利用制限を維持することは明らかに不合理であるため、公文書管理法第 17 条の規定の趣旨を踏まえ、原処分の一部を変更し、新たに利用させることが妥当である。

(3) 利用制限を維持する情報

ア 利用制限した情報のうち、審査請求人本人並びに審査請求人の亡夫及び子息以外の第三者の氏名などの当該第三者の個人に関する情報については、特定の個人を識別することができる情報（情報公開法第 5 条第 1 号本文前段）であり、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当することから、原処分を維持して利用を制限することが妥当である。

イ 利用制限した情報のうち、行政庁が審査請求人に対する遺族年金の支給に係る処分を行うに当たり審査請求人本人以外の第三者から聴取した内容等の情報については、氏名と一体として第三者たる被聴取者に関する情報であって、当該被聴取者の個人的見解が含まれていることから、当該被聴取者に関係する一定範囲の者にとって特定の個人を識別することができる情報（情報公開法第 5 条第 1 号本文前段）であり、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないと認め

られる。

したがって、公文書管理法第16条第1項第1号イに該当することから、原処分を維持して利用を制限することが妥当である。

2 補充理由説明書（令和3年1月21日付け公文書管理委員会宛て提出）

諮問庁が提出した補充理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

（1）新たに利用させることとする情報

別紙2に掲げる部分については、上記の第3の1（2）「新たに利用させることとする情報」に記載されているように、審査請求人が提出した書類に記載されている情報であって、審査請求人が当然に知っている情報であると判明したものについては、利用制限を維持することは明らかに不合理であり、これらの部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないと考えられることから、公文書管理法第17条の規定の趣旨を踏まえ、原処分の一部を変更し、新たに利用させることが妥当である。

（2）利用制限を維持する情報

別紙3に掲げる部分については、上記の第3の1（3）「利用制限を維持する情報」に記載されているように、利用制限した情報のうち、「審査請求人本人並びに審査請求人の亡夫及び子息以外の第三者の氏名などの当該第三者の個人に関する情報」は、特定の個人を識別することができる情報（情報公開法第5条第1号本文前段）であり、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと認められる。

また、「行政庁が審査請求人に対する遺族年金の支給に係る処分を行うに当たり審査請求人本人以外の第三者から聴取した内容等の情報」については、氏名と一体として第三者たる被聴取者に関する情報であって、当該被聴取者の個人的見解が含まれていることから、当該被聴取者に関係する一定範囲の者にとって特定の個人を識別することができる情報（情報公開法第5条第1号本文前段）であり、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、公文書管理法第16条第1項第1号イに該当することから、原処分を維持して利用を制限することが妥当である。

第4 委員会における調査審議の経過

当委員会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年6月19日 諮問の受理（令和2年度諮問第1号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年 7 月 29 日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年 9 月 18 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 11 月 4 日 審議
- ⑥ 同年 12 月 21 日 審議
- ⑦ 令和 3 年 1 月 21 日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑧ 同年 2 月 4 日 審査請求人から再意見書及び資料を収受
- ⑨ 同年 3 月 2 日 審議
- ⑩ 同年 10 月 22 日 審議
- ⑪ 同年 11 月 8 日 審議及び答申の決定

第 5 委員会の判断の理由

1 本件諮問事案について

本件対象文書は、審査請求人に対する遺族年金の不支給決定に係る再審査請求に関する社会保険審査会決裁書の関係文書（社会保険審査会の裁決書、社会保険審査官提出資料、審査請求人提出資料、社会保険庁作成の経緯説明メモ等）を綴ったものであり、平成 23 年度に厚生労働省から国立公文書館に移管され、特定歴史公文書等となったものである。

処分庁は、本件対象文書の利用請求に対し、その一部が公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当するとして利用を制限する原処分を行ったが、審査請求人から本件対象文書の原処分を取り消すよう審査請求が行われたものである。

これについて、諮問庁は、原処分の見直しを行った結果、別紙 2 に掲げる部分については、原処分を変更して新たに利用に供するとしたものの、別紙 3 に掲げる部分については、なお公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当するとして原処分を維持することが妥当と主張している。

そこで、以下、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙 3 に掲げる部分の利用制限事由の該当性について検討する。

2 利用制限事由の妥当性について

本件対象文書は、審査請求人に対する遺族年金の不支給決定に係る再審査請求に関する社会保険審査会決裁書の関係文書（社会保険審査会の裁決書、社会保険審査官提出資料、審査請求人提出資料、社会保険庁作成の経緯説明メモ等）を綴ったものである。

- (1) 別紙 3 の 1 欄に掲げる通番（以下「通番」という。）10、通番 16、通番 17

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、第三者の個人の氏名及び続柄が記載されており、当該情報は、情

報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

(2) 通番1、通番2、通番6、通番7、通番11、通番12

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、第三者から聴取した内容等であって、当該第三者の個人的見解が記載されており、当該第三者に係る一定の範囲の者にとって特定の個人を識別することができる情報であることから、当該情報は、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、諮問庁が、公文書管理法第16条第1項第1号イに該当するとしてなお利用を制限すべきとしている別紙3に掲げる部分については、同条第1項第1号イに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 池田 陽子、委員 伊藤 正次、委員 川島 真

別紙1 処分庁が原処分で利用を制限した情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の6欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
1	社会保険事務所が審査請求人以外の特定個人に対して確認を行った結果メモ	結果メモの全部 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	62～63頁
2	社会保険審査官が審査請求人以外の特定個人に対して行った事情聴取書	事情聴取書の全部 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1～2頁目	66～69頁
3	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人の氏名、住所、本籍の一部、生年月日、自宅電話番号部分	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	71頁
4	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人に関する書き込み部分	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	71頁
5	審査請求人以外の特定個人宛ての領収書	領収書の全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1～2頁目	112～113頁
6	社会保険事務所が審査請求人以外の特定個人に対して確認を行った結果メモ	背景として映っている結果メモの全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	196～248頁
7	社会保険事務所	結果メモの全部	公文書管理法第	左記文書の	249～250頁

	が審査請求人以外 の特定個人に 対して確認を行 った結果メモ	(含む裏写り)	16 条第 1 項第 1 号イ	1 頁目	
8	審査請求人の亡 夫の死亡届	死亡届の届出人 欄の審査請求人 以外の特定個人 の氏名、住所、 本籍の一部部分 (含む裏写り)	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ	左記文書の 1 頁目	270～273 頁
9	審査請求人以外 の特定個人宛て の領収書	領収書の全部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ	左記文書の 1～3 頁目	279～281 頁
10	社会保険審査会 が作成した審査 請求人の再審査 請求事件の経緯 等	再審査請求事件 の経緯等の審査 請求人以外の特 定個人の氏名、 続柄部分 (含む 裏写り)	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ	左記文書の 1 頁目	292～293 頁
11	社会保険事務所 が審査請求人以 外の特定個人に 対して確認を行 った結果メモ	結果メモの全部 (含む裏写り)	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ	左記文書の 1 頁目	312～313 頁
12	社会保険審査官 が審査請求人以 外の特定個人に 対して行った事 情聴取書	事情聴取書の全 部 (含む裏写り)	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ	左記文書の 1 頁目	315～316 頁
13	審査請求人の亡 夫の死亡届	死亡届の届出人 欄の審査請求人 以外の特定個人 の氏名、住所、 本籍の一部、生 年月日、自宅電 話番号部分 (含 む裏写り)	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ	左記文書の 1 頁目	318～319 頁
14	審査請求人の亡 夫の死亡届	死亡届の届出人 欄の審査請求人	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1	左記文書の 1 頁目	318～319 頁

		以外の特定個人に関する書き込み部分（含む裏写り）	号イ		
15	審査請求人以外の特定個人宛ての領収書	領収書の全部（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	343～344頁
16	社会保険庁が作成した事件に係る処理経過	処理経過の審査請求人以外の特定個人の氏名部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の5頁目	376～377頁
17	沖縄県生活福祉部保険課・コザ社会保険事務所が作成した異議申立てに係る経過説明書	経過説明書の審査請求人以外の特定個人の氏名、続柄部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目、3頁目及び4頁目	378～382頁

別紙2 諮問庁が新たに利用に供するとした情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の6欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
3	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人の氏名、住所、本籍の一部、生年月日、自宅電話番号部分	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	71頁
4	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人に関する書き込み部分	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	71頁
5	審査請求人以外の特定個人宛ての領収書	領収書の全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1～2頁目	112～113頁
8	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人の氏名、住所、本籍の一部部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	270～273頁
9	審査請求人以外の特定個人宛ての領収書	領収書の全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1～3頁目	279～281頁
13	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人の氏名、住所、本籍の一部、生年月日、自宅電	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	318～319頁

		話番号部分（含む裏写り）			
14	審査請求人の亡夫の死亡届	死亡届の届出人欄の審査請求人以外の特定個人に関する書き込み部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	318～319頁
15	審査請求人以外の特定個人宛ての領収書	領収書の全部（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	343～344頁

別紙3 諮問庁がなお利用を制限すべきとしている情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の6欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

1 通番	2 対象文書名	3 利用制限の箇所	4 利用制限事由	5 原本頁	6 代替物頁
1	社会保険事務所が審査請求人以外の特定個人に対して確認を行った結果メモ	結果メモの全部 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	62～63頁
2	社会保険審査官が審査請求人以外の特定個人に対して行った事情聴取書	事情聴取書の全部 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1～2頁目	66～69頁
6	社会保険事務所が審査請求人以外の特定個人に対して確認を行った結果メモ	背景として映っている結果メモの全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	196～248頁
7	社会保険事務所が審査請求人以外の特定個人に対して確認を行った結果メモ	結果メモの全部 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	249～250頁
10	社会保険審査会が作成した審査請求人の再審査請求事件の経緯等	再審査請求事件の経緯等の審査請求人以外の特定個人の氏名、続柄部分 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	292～293頁
11	社会保険事務所が審査請求人以外の特定個人に対して確認を行った結果メモ	結果メモの全部 (含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	312～313頁

12	社会保険審査官が審査請求人以外の特定個人に対して行った事情聴取書	事情聴取書の全部（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目	315～316 頁
16	社会保険庁が作成した事件に係る処理経過	処理経過の審査請求人以外の特定個人の氏名部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の5頁目	376～377 頁
17	沖縄県生活福祉部保険課・コザ社会保険事務所が作成した異議申立てに係る経過説明書	経過説明書の審査請求人以外の特定個人の氏名、続柄部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号イ	左記文書の1頁目、3頁目及び4頁目	378～382 頁